

第103回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

1. 事業報告	
会社の業務の適正を確保するための 体制の整備および運用状況	1 頁
2. 計算書類	
株主資本等変動計算書	7 頁
計算書類の個別注記表	8 頁
3. 連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	13 頁
連結計算書類の連結注記表	14 頁

上記の事項につきましては、法令および当社定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.toenec.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

会社の業務の適正を確保するための体制の整備および運用状況

(1) 整備状況

当社は、取締役会において、「会社の業務の適正を確保するための体制」を決議しています。その内容は、次のとおりです。

当社は、業務の適正を確保するため、次の体制を整備するとともに、これを有効に機能させ、株主、お客さまをはじめとするステークホルダーから信頼・選択される企業となるように努める。

① 経営管理に関する体制

ア. 業務執行に関する体制

- ・取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令・定款所定の決議事項および会社の業務執行を決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けるなどして、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役により、社外の視点から監督を行う。
監査役は、取締役会に出席し意見を述べるほか、業務の執行状況の聴取等を通じて、取締役の職務執行を監査する。
- ・業務執行における重要な事項について多面的に審議するため、経営執行会議を設置する。経営執行会議は、原則として毎月1回以上開催し、取締役会に付議する事項および社長が決定すべき経営上の重要事項を審議するとともに、業務執行の状況等に関する報告を受ける。
- ・経営の意思決定・監督と執行の分離および迅速な業務執行を実現するため、執行役員制度を採り、役付執行役員および執行役員を置く。
- ・経営の意思決定と特定分野の業務執行との乖離を防止するため、取締役会において適宜、役付執行役員、執行役員、参与および使用人に執行状況の報告や議案の説明等をさせる。
- ・取締役ならびに役付執行役員、執行役員、参与および使用人（以下「取締役等」という。）の職務執行の適正および効率性を確保するため、会社規程等において、各部門（本部、本店の部をいう。以下同じ。）および各部署の業務分掌ならびにそれらの長の権限等を定める。
また、取締役等は、業務執行状況について、適時に、取締役会、経営執行会議または上位者に報告する。
- ・取締役等の意思決定の適正を確保するため、決裁手続きにおいて、起案箇所、関係部門および審査部門による審査を行う。
- ・取締役等の職務執行に係る情報の保存および管理を適正に行うため、会社規程等において、取締役会議事録、経営執行会議資料、決裁文書等の作成、保存および管理に関する事項を定める。

イ. 内部監査に関する体制

- ・取締役等の職務執行の適正および効率性を確保するため、執行部門から独立した組織として社長直属の内部監査部署を設置する。内部監査部署は、各部門の業務の執行状況等を定期的に監査し、その結果を直接、社長に報告するとともに、必要に応じ各部門に改善を勧告する。

② リスク管理に関する体制

- ・ 全社および各部門のリスク管理が適正に行われるよう、組織、権限をはじめとする会社規程等を整備する。
- ・ 経営に重大な影響を与えるリスクについては、経営企画部署および各部門が、経営計画の策定および重要な意思決定にあたり、毎年定期的かつ必要に応じて把握・評価し、経営執行会議において審議を受けるとともにこれを管理する。また、毎年定期的かつ必要に応じて、取締役会において審議・報告する。
- ・ 安全・品質をはじめとする各部門の業務に係るリスクについては、各部門の長が、これを把握・評価・管理する体制を整備するとともに、毎年定期的かつ必要に応じて、その体制、運用状況を点検する。また、各部門の計画の策定・実行にあたっては、各部門の業務に係るリスクを把握・評価し、その結果に基づいてこれを管理する。
- ・ 法令等に従って財務報告を適正に行うために、組織および会社規程等を整備し、適切に運用する。
- ・ 非常災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象が発生した場合の情報伝達および対応について会社規程等に定めるとともに、これらの事象が発生した場合に備え定期的に訓練等を実施する。
- ・ 内部監査部署は、必要に応じて内部監査を行う。

③ コンプライアンスに関する体制

ア. 社内体制

- ・ コンプライアンスの徹底を図るため、会社規程等に基づき、社長を委員長としたコンプライアンス推進委員会を設置するとともに、本店部の長、本店本部の総括部署の長および支店長等をコンプライアンス責任者とする全社的な体制を整備する。
- ・ コンプライアンスの定着を図るため、会社規程等に基づき、取締役およびコンプライアンス責任者を対象とした啓発活動を実施し、管下使用人への適切な指導・監督に当たらせるとともに、使用人に対し各種研修を行う。
- ・ コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、通常の業務報告経路とは別に、内部通報の窓口「コンプライアンスホットライン」を社内および社外に設置する。なお、コンプライアンスホットラインの利用者の保護について、会社規程等を定める。

- ・反社会的勢力との関係遮断については、対応部署を定め、会社規程等を整備するとともに、関連する外部専門機関と連携して対応する。
- イ. 中部電力グループ体制
 - ・中部電力グループ・コンプライアンス推進協議会に参加し、これに基づいた取り組みを行う。

④ 監査に関する体制

- ア. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ・監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した組織として監査役直属の監査役室を設置する。
 - ・監査役室には、監査役の意向を踏まえた員数の使用人を置く。
- イ. 監査役を補助すべき使用人の独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性
 - ・監査役室に所属する使用人は、執行部門の業務に係る役職を兼務せず、また取締役の指揮・命令を受けない。
 - ・取締役等は、監査役の指示に基づき職務を遂行したことを理由として、監査役室に所属する使用人に不利益を及ぼさない。
 - ・監査役室に所属する使用人の異動および評価にあたっては、監査役の意向を尊重する。
- ウ. 監査役への報告に関する体制
 - 取締役および監査役が指名する者は、次のとおり、職務の執行状況等について監査役に報告する。
 - ・当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を知ったときは、ただちに監査役に報告する。
 - ・部門ごとに原則として毎年1回、当該部門の業務の執行状況について監査役に報告する。
 - ・重要な決裁文書については決裁後すみやかに監査役に回覧する。また業務執行に係るその他の文書についても求めに応じて、監査役の閲覧に供する。
- エ. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
 - ・取締役等は、監査役または監査役室に所属する使用人に報告をしたことを理由として、報告した者に不利益を及ぼさない。
- オ. 監査費用等に関する事項
 - ・監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、すみやかに当該費用等を支払う。

- カ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
- ・ 監査役は、経営執行会議およびその他重要な会議体に出席のうえ、意見を述べるることができるものとし、取締役等は、当該意見を尊重する。
 - ・ 社長は、監査役と代表取締役が経営に関し意見交換する機会を設ける。
 - ・ 内部監査部署および会計監査人は、監査計画の策定・実施にあたって監査役と協議するとともに、実施結果を監査役に報告する。
- ⑤ 企業グループの業務の適正を確保するための体制
- ア. 親会社との関係に係る体制
- 当社は、親会社である中部電力株式会社が定めるグループ経営方針、グループ運営に関する規範に沿って密接な連携のもとに業務を執行する。
- イ. トーエネックグループの体制
- ・ 当社グループの業務の適正および効率性を確保するため、グループ会社全般を統括する部署およびグループ各社を管理する部署を設置し、会社規程等に基づき、経営上の重要事項については、協議または連絡を求めるとともに、グループ会社のリスク管理、コンプライアンス等に関する体制を整備する。
 - ・ グループ各社の経営に重大な影響を与えるリスクについては、各社が把握・評価し、管理するとともに、グループ各社の社長等は、毎年定期的にグループを統括する部署に報告する。
 - ・ グループ会社の取締役等および監査役またはこれらの者から報告を受けた当社の取締役等は、グループ会社においてグループ経営に重大な影響を与える事象が発生した場合、当社監査役に報告する。
 - ・ 当社グループにおけるコンプライアンス推進のため、各社において、コンプライアンス担当その他の推進体制を整備するとともに、基本方針の制定をはじめとする自律的な取り組みを行う。
 - ・ コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、グループ各社は、当社の内部通報の窓口「コンプライアンスホットライン」を活用する。
 - ・ 当社の監査役および取締役等は、必要に応じグループ会社の監査役を兼務する。
 - ・ 当社の監査役および取締役等は、グループ会社の監査役および取締役等との定期的な会合の場を設け意見交換を行う。
 - ・ 当社の内部監査部署は、必要に応じてグループ会社に対して内部監査を行う。

(2) 運用状況

当社は、「会社の業務の適正を確保するための体制」の運用状況を定期的に取り締役に報告しています。その概要は、次のとおりです。

(経営管理に関する体制)

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役11名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しています。取締役会は12回開催し、取締役相互の協議・意見交換を通じて、法令・定款所定の決議事項および会社の業務執行を決定するとともに、取締役の職務執行を相互に監督しました。

また、経営執行会議は、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員の9名で構成され、常勤の監査役2名およびオブザーバー5名も出席しています。経営執行会議は29回開催し、取締役会に付議する事項および社長が決定すべき経営上の重要事項を審議するとともに、業務執行の状況に関する報告を受けました。

当社は、経営責任の明確化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、取締役および執行役員の任期を1年としています。

社長直属の内部監査部署は、作業災害、産業廃棄物処理に関して内部監査を実施し、その結果を直接社長に報告するとともに、各部門に対して必要な改善を勧告しました。

(リスク管理に関する体制)

定期的にはリスクの棚卸を実施し、認識したリスクについては、経営計画、業務計画または日常の個別業務に反映するよう努めました。また、経営に重大な影響を与えるリスクについては、その影響度と発生頻度を想定したリスクマップとして可視化し、情報共有化を図りました。

非常災害その他当社に重大な影響を与え得る事案を想定し、情報伝達訓練、安否確認訓練を実施しました。

(コンプライアンスに関する体制)

社長を委員長とする定例のコンプライアンス推進委員会を2回開催し、コンプライアンス推進活動の実施状況の報告ならびに活動計画の審議を行いました。この活動計画に従って、外部講師によるコンプライアンスセミナー、社内報による啓蒙活動等を行うとともに、役員が本店および全支店・方面本部に出向き直接対話する役員巡回ミーティングを行い、コンプライアンス意識の高揚に努めています。また、内部通報の窓口「コンプライアンスホットライン」を社内・社外に設置しており、問題の早期発見と改善に活用しています。

反社会的勢力との関係遮断については、事業場ごとに不当要求防止責任者を選任し、公安委員会へ届け出るとともに、警察その他の外部専門機関から情報収集を行い、必要に応じてこれらの外部専門機関に相談を行いました。

(監査に関する体制)

監査役は取締役会で意見を述べるとともに、取締役会で経営判断原則に則った審議がなされているか、社外取締役が適切に機能しているかなどの視点から取締役の職務執行を監査しています。

監査役室には、監査業務量を勘案し、4名の使用人を置いています。監査役室は、取締役の指揮命令系統から独立させるとともに、監査役室に所属する使用人の異動・評定にあたっては、監査役の意向を尊重する等、監査役の指示の実効性を確保しています。

監査役に対しては、定期的に部門の業務執行状況を報告するとともに、重要な決裁文書その他の文書を回覧したほか、都度、必要な報告を行いました。

監査役は、経営執行会議、コンプライアンス推進委員会等に出席し、意見を述べました。監査役と代表取締役は、経営に関し4回意見交換を行いました。また、監査計画の策定・実施にあたっての協議、実施結果の報告を行うため、内部監査部署と6回、会計監査人と8回、それぞれ情報交換会を行いました。

(企業グループの業務の適正を確保するための体制)

グループ会社全般を統括する部署およびグループ各社を管理する部署を設置し、必要に応じ協議するとともに報告を受けました。グループ会社のリスクについては、定期的に報告を受けたほか、コンプライアンス教育についてグループ一体となった取り組みを実施しました。

当社の監査役等は、必要に応じてグループ会社の監査役を兼務し、定期的に意見交換を行いました。なお、内部監査部署は、海外子会社および海外関連会社の内部監査を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により現地での監査は実施できませんでした。

株主資本等変動計算書

2020年 4月 1日から
2021年 3月31日まで

第103期

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金					利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
					海外市場開拓積立金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	7,680	6,831	7	6,839	1,639	100	1,255	24	64,100	7,858	74,978
当期変動額											
剰余金の配当										△2,523	△2,523
固定資産圧縮積立金の取崩							△11			11	—
特別償却準備金の取崩								△15		15	—
別途積立金の積立									5,100	△5,100	—
当期純利益										7,292	7,292
自己株式の取得											
自己株式の処分			0	0							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	—	—	0	0	—	—	△11	△15	5,100	△303	4,769
当期末残高	7,680	6,831	7	6,839	1,639	100	1,243	9	69,200	7,554	79,748

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等計	
当期首残高	△1,542	87,956	5,137	5,137	93,094
当期変動額					
剰余金の配当		△2,523			△2,523
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
特別償却準備金の取崩		—			—
別途積立金の積立		—			—
当期純利益		7,292			7,292
自己株式の取得	△3	△3			△3
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			2,023	2,023	2,023
当期変動額合計	△3	4,766	2,023	2,023	6,789
当期末残高	△1,545	92,722	7,160	7,160	99,883

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	—————	移動平均法による原価法
その他有価証券		
時価のあるもの	—————	期末日の市場価格等に基づく時価法
		〔 評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定 〕
時価のないもの	—————	

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金	—————	個別法による原価法
材料貯蔵品・商品	—————	移動平均法による原価法
		〔 貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定 〕

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産		
リース資産以外の有形固定資産	—————	定率法
		〔 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、機械装置のうち太陽光発電事業用設備については定額法 〕
リース資産 (所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)	—————	
無形固定資産	—————	定額法

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ② 工事損失引当金は、将来の工事損失の発生に備えるため、工事損失が確実視される場合に当事業年度末において合理的に見積もることができる工事損失見込額を計上する方法によっている。
- ③ 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理している。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理している。

(5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。
- ② 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 貸借対照表

前事業年度において固定負債の「その他」に含めていた「資産除去債務」(前事業年度 2,833 百万円)は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記している。

(2) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載している。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにあたっては、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき合理的な金額を算出している。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりである。

(1) 工事進行基準による収益の認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、工事契約のうち当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用している。当事業年度における工事進行基準による完成工事高は、69,063 百万円である。

② 会計上の見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

(2) 固定資産の減損損失の認識の要否

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末の貸借対照表に計上している建設仮勘定には、未稼働の太陽光発電事業に関するものが 2 件含まれている。このうち、静岡県における事業案件は、「静岡県環境影響評価条例」の改正により環境影響評価が必要となり、当初の計画に比べ進捗が滞っていることに加え、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の改正、周辺住民の反対により事業環境が著しく悪化しており、減損の兆候が認められる。このため、減損損失の計上の要否について検討を行った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が建設仮勘定の帳簿価額 9,300 百万円を上回ったことから、減損損失は計上していない。

② 会計上の見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

下記の資産は当社が出資しているPFI事業会社(6社)の金融機関からの借入債務に係る担保に供している。

投資有価証券	21 百万円
関係会社株式	36 百万円
長期貸付金	19 百万円
計	76 百万円

② 担保に係る債務

担保に係る債務はない。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

57,077 百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	715 百万円
長期金銭債権	452 百万円
短期金銭債務	1,487 百万円
長期金銭債務	253 百万円

(4) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

工事損失引当金に対応する 未成工事支出金	2 百万円
-------------------------	-------

5. 損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高

69,063 百万円

(2) 関係会社との取引高

売上高	1,385 百万円
売上原価	12,950 百万円
販売費及び一般管理費	1,354 百万円
営業取引以外の取引高	270 百万円

(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

180 百万円

(4) 研究開発費の総額

407 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	640,175 株
------	-----------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	220 百万円
未払賞与金	1,715 百万円
未払事業税	178 百万円
未払退職年金掛金	56 百万円
退職給付引当金	5,798 百万円
投資有価証券評価損	540 百万円
減損損失	334 百万円
資産除去債務	1,066 百万円
その他	212 百万円
繰延税金資産小計	10,123 百万円
評価性引当額	△1,003 百万円
繰延税金資産合計	9,119 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,103 百万円
固定資産圧縮積立金	△540 百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△912 百万円
その他	△72 百万円
繰延税金負債合計	△4,628 百万円
繰延税金資産の純額	4,490 百万円

(表示方法の変更)

前事業年度において繰延税金資産の「その他」に含めていた「資産除去債務」(前事業年度 858 百万円)及び繰延税金負債の「その他」に含めていた「資産除去債務に対応する除去費用」(前事業年度△762 百万円)は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記している。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.30%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	0.61%
永久に益金に算入されない項目	△0.38%
住民税均等割	1.49%
評価性引当額の増減	2.60%
その他	△0.81%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.81%

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

重要性が乏しいため、記載を省略している。

なお、親会社である中部電力株式会社は、2020年4月1日付で、中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を承継会社とする吸収分割により、一般送配電事業等及び小売電気事業等をそれぞれ承継させた。これにより、従来、中部電力株式会社から受注していた電気工事等は、当事業年度より、主に中部電力パワーグリッド株式会社から受注している。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	中部電力パワーグリッド株式会社	なし	工事請負	電気工事の受注 (注) 2 (1)	71,189	完成工事未収入金 未成工事受入金	11,880 35
親会社の子会社	株式会社 中電オートリース	なし	事業用車両のリース	リースによる車両の取得 (注) 2 (2) リース債務の返済 (注) 2 (2) リース債務利息の支払い (注) 2 (2)	1,199 974 181	リース債務(流動) リース債務(固定)	1,004 4,756

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ取引金額を決定している。
- (2) 当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっている。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

5,344円28銭

(2) 1株当たり当期純利益

390円20銭

10. その他の注記

(1) 会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する仮定

新型コロナウイルス感染拡大の影響が業績に与える影響は軽微であるとの仮定のもと、会計上の見積りを行っている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響は不確定要素が多く、受注環境が著しく悪化した場合には、財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

(2) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。

連結株主資本等変動計算書

2020年 4月 1日から
2021年 3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	7,680	6,839	93,059	△1,542	106,037	5,164	56	△1,647	3,572	18	109,628
当期変動額											
剰余金の配当			△2,523		△2,523						△2,523
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,832		8,832						8,832
自己株式の取得				△3	△3						△3
自己株式の処分		0		0	0						0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						2,034	△54	1,824	3,803	1	3,805
当期変動額合計	—	0	6,309	△3	6,306	2,034	△54	1,824	3,803	1	10,111
当期末残高	7,680	6,839	99,368	△1,545	112,343	7,198	1	176	7,376	20	119,740

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	6社
すべての子会社を連結の範囲に含めている。	
連結子会社の名称	株式会社トーエネックサービス 旭シンクロテック株式会社 統一能科建築安裝（上海）有限公司 TOENEC（THAILAND）CO.,LTD. TOENEC PHILIPPINES INCORPORATED PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA

（注）TOENEC（THAILAND）CO.,LTD.は、Tri-En TOENEC Co.,Ltd.への事業移管が終了し清算手続き中である。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数	3社
すべての関連会社を持分法適用の範囲に含めている。	
持分法適用関連会社の名称	P F I 豊川宝飯齋場株式会社 株式会社中部プラントサービス Tri-En TOENEC Co.,Ltd.

持分法適用関連会社のうち Tri-En TOENEC Co.,Ltd.の決算日は12月31日であり、持分法の適用にあたっては、同社の事業年度に係る計算書類を使用している。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち統一能科建築安裝（上海）有限公司、TOENEC（THAILAND）CO.,LTD.、TOENEC PHILIPPINES INCORPORATED、PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIAの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

また、その他の連結子会社については決算日に相違はない。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの ————— 期末日の市場価格等に基づく時価法

（ 評価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定 ）

時価のないもの ————— 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 ————— 個別法による原価法

材料貯蔵品・商品 ————— 主として移動平均法による原価法

（ 貸借対照表価額は収益性の低下に基づく
簿価切下げの方法により算定 ）

③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産 ————— 主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、機械装置のうち太陽光発電事業用設備については定額法

リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

無形固定資産 ————— 定額法

④ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ロ. 工事損失引当金は、将来の工事損失の発生に備えるため、工事損失が確実視される場合に当連結会計年度末において合理的に見積もることができる工事損失見込額を計上する方法によっている。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した連結会計年度から費用処理している。

なお、一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

ロ. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

ハ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生原因に応じ20年以内で均等償却している。

ニ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 連結貸借対照表

前連結会計年度において固定負債の「その他」に含めていた「資産除去債務」(前連結会計年度2,833百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記している。

(2) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載している。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにあたっては、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出している。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりである。

(1) 工事進行基準による収益の認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループは、工事契約のうち当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用している。当連結会計年度における工事進行基準による完成工事高は、82,849百万円である。

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

工事進行基準の適用にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度の各要素について、信頼性をもって見積もる必要がある。

各要素についての見積りは、施工部署が作成した実行予算を基礎としており、発注者又は外注業者等との間で行われた協議の結果に関する情報を主要な仮定として織り込んでいる。

こうした協議の結果は、経済状況による材料費・外注費の変動や設計変更などにより変化するため、不確実性の要素を含んでおり、将来の工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度に重要な影響を及ぼす可能性がある。

(2) 固定資産の減損損失の認識の要否

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している建設仮勘定には、未稼働の太陽光発電事業に関するものが2件含まれている。このうち、静岡県における事業案件(以下、本案件)は、「静岡県環境影響評価条例」の改正により環境影響評価が必要となり、当初の計画に比べ進捗が滞っていることに加え、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の改正、周辺住民の反対により事業環境が著しく悪化しており、減損の兆候が認められる。このため、減損損失の計上の要否について検討を行った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が建設仮勘定の帳簿価額9,300百万円を上回ったことから、減損損失は計上していない。

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、原則として、太陽光発電事業については案件ごとにグルーピングを行っている。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識する。

未稼働の太陽光発電事業の将来キャッシュ・フローの見積りは、案件ごとの事業計画を基礎としており、売買収入は年間の発電量を予測することで算定しているが、これには日照時間・天候・地形・パネルの角度等不確実性を伴う仮定を用いている。また、本案件については、環境影響評価や周辺住民への対応など、運転開始に向けて解決すべき課題がある。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

下記の資産は当社が出資しているPFI事業会社（6社）の金融機関からの借入債務に係る担保に供している。

投資その他の資産	
投資有価証券	57百万円
その他（長期貸付金）	19百万円
計	76百万円

② 担保に係る債務

担保に係る債務はない。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

61,383百万円

(3) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

工事損失引当金に対応する 未成工事支出金	2百万円
-------------------------	------

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高

82,849百万円

(2) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

180百万円

(3) 研究開発費の総額

407百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	19,329,990株
------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 2020年6月25日開催第102回定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	1,495百万円
1株当たり配当額	80円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月26日

② 2020年10月30日開催取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	1,027百万円
1株当たり配当額	55円
基準日	2020年9月30日
効力発生日	2020年11月30日

③ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

配当金の総額	1,588百万円
1株当たり配当額	85円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月28日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、安全性の高い金融資産で資金運用し、銀行等金融機関からの借入れ・社債発行で資金調達するほか、中部電力グループ内のキャッシュ・マネジメント・サービスを利用して資金運用及び資金調達することとしている。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、工事部門及び管理部門が連携し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

預け金は、中部電力グループ内のキャッシュ・マネジメント・サービスによるものである。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

社債及び借入金は、運転資金及び太陽光発電事業投資等を目的とする資金調達である。

リース債務は、主に太陽光発電事業用設備及び事業用車両の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るものである。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	46,909	46,909	—
(2) 預け金	1,500	1,500	—
(3) 受取手形・完成工事未収入金等	59,397	59,397	—
(4) 投資有価証券	13,172	13,172	—
資産計	120,979	120,979	—
(1) 支払手形・工事未払金等	35,651	35,651	—
(2) 短期借入金	10,300	10,300	—
(3) 社債	14,000	14,141	141
(4) 長期借入金（※1）	23,627	23,908	281
(5) リース債務	61,182	59,745	△1,436
負債計	144,760	143,747	△1,013

(※1) 短期借入金に含まれる1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めている。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預金及び(2) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いて算定する方法によっている。なお、短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 投資有価証券

この時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

負 債

(1) 支払手形・工事未払金等及び(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 社債及び(4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の社債発行又は新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

(5) リース債務

この時価は、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される条件により算定する方法によっている。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額 11,080 百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めていない。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

6,405 円 63 銭

(2) 1株当たり当期純利益

472 円 57 銭

9. その他の注記

(1) 会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する仮定

新型コロナウイルス感染拡大の影響が業績に与える影響は軽微であるとの仮定のもと、会計上の見積りを行っている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響は不確定要素が多く、受注環境が著しく悪化した場合には、財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

(2) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。